

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<p>個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 平成____年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書 <small>この欄には書かないでください。</small> <table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">通信日付印の年月日</td> <td style="width: 15%;">確認印</td> <td style="width: 15%;">一連番号</td> <td style="width: 15%;">番</td> <td style="width: 15%;">号</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">(〒 _____) _____ 事務所 職 業 _____</p> <p>____年 月 ____日 提出 _____ 氏 名 _____ 電 話 番 号 _____</p> <p style="text-align: center;">平成____年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">請求の目的となった申告又は処分の種類</td> <td style="width: 30%;">申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日</td> <td style="width: 40%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳述等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">添付した書類</td> </tr> </table> <p>請求額の計算書（記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">申告し又は処分の通知を受けた額</th> <th colspan="2">請 求 額</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">申告し又は処分の通知を受けた額</th> <th colspan="2">請 求 額</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総合課税の所得金額</td> <td colspan="2"></td> <td>税 ④に対する金額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>税 ④に対する金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>⑤に対する金額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>⑤に対する金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>⑥に対する金額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>⑥に対する金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>額 計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>額 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>①</td> <td></td> <td>配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除</td> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>②</td> <td></td> <td>住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定 住宅新築等特別税額控除</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>③</td> <td></td> <td>差引所得税額</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">所得から差し引かれる金額</td> <td colspan="2">医療費控除</td> <td>災害減免額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">雑損控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">社会保険料控除 小規模企業共済等掛金</td> <td>再差引所得税額 (基準所得税額)</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">社会保険料控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">生命保険料控除</td> <td>復興特別所得税額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">地震保険料控除 寄附金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">地震保険料控除 寄附金</td> <td>所得税及び復興特別所得税の額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">障害者、寡婦 寡夫、勤労学生</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">障害者、寡婦 寡夫、勤労学生</td> <td>外国税額控除</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">配偶者控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">配偶者控除</td> <td>所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">配偶者特別控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">配偶者特別控除</td> <td>所得税及び復興特別 所得税の申告納税額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">扶養控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">扶養控除</td> <td>所得税及び復興特別 所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">基礎控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">基礎控除</td> <td>所得税及び復興特別 所得税の額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>納める税金 還付される金</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税所得額</td> <td>④</td> <td></td> <td>申告加算税</td> <td></td> <td></td> <td>課税所得額</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①に対する金額</td> <td>④</td> <td></td> <td>重加算税</td> <td></td> <td></td> <td>①に対する金額</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②に対する金額</td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②に対する金額</td> <td>⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③に対する金額</td> <td>⑥</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③に対する金額</td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">還付される税金 の受取場所</td> <td colspan="2">銀行等の預金口座に振込みを希望する場合</td> <td colspan="2">(ゆうちょ)銀行の口座に振込みを希望する場合</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> <td>本店・支店 金庫・組合 農協・漁協</td> <td>本店・支店 出張所 本所・支所</td> <td>貯金口座の 記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">預金 口座番号 _____</td> </tr> </table>	通信日付印の年月日	確認印	一連番号	番	号	年 月 日					請求の目的となった申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年 月 日	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳述等			添付した書類				申告し又は処分の通知を受けた額		請 求 額			申告し又は処分の通知を受けた額		請 求 額		円	円	円	円	円	円	円	円	総合課税の所得金額			税 ④に対する金額					税 ④に対する金額				⑤に対する金額					⑤に対する金額				⑥に対する金額					⑥に対する金額				額 計					額 計		合計	①		配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除			合計	①		※	②		住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定 住宅新築等特別税額控除			※	②		※	③		差引所得税額			※	③		所得から差し引かれる金額	医療費控除		災害減免額			雑損控除				社会保険料控除 小規模企業共済等掛金		再差引所得税額 (基準所得税額)			社会保険料控除				生命保険料控除		復興特別所得税額			地震保険料控除 寄附金				地震保険料控除 寄附金		所得税及び復興特別所得税の額			障害者、寡婦 寡夫、勤労学生				障害者、寡婦 寡夫、勤労学生		外国税額控除			配偶者控除				配偶者控除		所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額			配偶者特別控除				配偶者特別控除		所得税及び復興特別 所得税の申告納税額			扶養控除				扶養控除		所得税及び復興特別 所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)			基礎控除				基礎控除		所得税及び復興特別 所得税の額			合計				合計		納める税金 還付される金			合計				課税所得額	④		申告加算税			課税所得額	④		①に対する金額	④		重加算税			①に対する金額	④		②に対する金額	⑤					②に対する金額	⑤		③に対する金額	⑥					③に対する金額	⑥		還付される税金 の受取場所	銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		(ゆうちょ)銀行の口座に振込みを希望する場合		銀 行	本店・支店 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	貯金口座の 記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)	預金 口座番号 _____					<p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 平成____年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書 <small>この欄には書かないでください。</small> <table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">通信日付印の年月日</td> <td style="width: 15%;">確認印</td> <td style="width: 15%;">一連番号</td> <td style="width: 15%;">番</td> <td style="width: 15%;">号</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </p> <p style="text-align: center;">(〒 _____) _____ 事務所 職 業 _____</p> <p>____年 月 ____日 提出 _____ 氏 名 _____ 電 話 番 号 _____</p> <p style="text-align: center;">平成____年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">請求の目的となった申告又は処分の種類</td> <td style="width: 30%;">申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日</td> <td style="width: 40%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳述等</td> </tr> </table> <p>請求額の計算書（記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">申告し又は処分の通知を受けた額</th> <th colspan="2">請 求 額</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">申告し又は処分の通知を受けた額</th> <th colspan="2">請 求 額</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総合課税の所得金額</td> <td colspan="2"></td> <td>税 ④に対する金額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>税 ④に対する金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>⑤に対する金額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>⑤に対する金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>⑥に対する金額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>⑥に対する金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>額 計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>額 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>①</td> <td></td> <td>配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除</td> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>②</td> <td></td> <td>住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定 住宅新築等特別税額控除</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>③</td> <td></td> <td>差引所得税額</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">所得から差し引かれる金額</td> <td colspan="2">医療費控除</td> <td>災害減免額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">雑損控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">社会保険料控除 小規模企業共済等掛金</td> <td>再差引所得税額 (基準所得税額)</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">社会保険料控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">生命保険料控除</td> <td>復興特別所得税額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">地震保険料控除 寄附金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">地震保険料控除 寄附金</td> <td>所得税及び復興特別所得税の額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">障害者、寡婦 寡夫、勤労学生</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">障害者、寡婦 寡夫、勤労学生</td> <td>外国税額控除</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">配偶者控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">配偶者控除</td> <td>所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">配偶者特別控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">配偶者特別控除</td> <td>所得税及び復興特別 所得税の申告納税額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">扶養控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">扶養控除</td> <td>所得税及び復興特別 所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">基礎控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">基礎控除</td> <td>所得税及び復興特別 所得税の額</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>納める税金 還付される金</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税所得額</td> <td>④</td> <td></td> <td>申告加算税</td> <td></td> <td></td> <td>課税所得額</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①に対する金額</td> <td>④</td> <td></td> <td>重加算税</td> <td></td> <td></td> <td>①に対する金額</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②に対する金額</td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②に対する金額</td> <td>⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③に対する金額</td> <td>⑥</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③に対する金額</td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">還付される税金 の受取場所</td> <td colspan="2">銀行等の預金口座に振込みを希望する場合</td> <td colspan="2">(ゆうちょ)銀行の口座に振込みを希望する場合</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> <td>本店・支店 金庫・組合 農協・漁協</td> <td>本店・支店 出張所 本所・支所</td> <td>貯金口座の 記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">預金 口座番号 _____</td> </tr> </table>	通信日付印の年月日	確認印	一連番号	番	号	年 月 日					請求の目的となった申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年 月 日	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳述等				申告し又は処分の通知を受けた額		請 求 額			申告し又は処分の通知を受けた額		請 求 額		円	円	円	円	円	円	円	円	総合課税の所得金額			税 ④に対する金額					税 ④に対する金額				⑤に対する金額					⑤に対する金額				⑥に対する金額					⑥に対する金額				額 計					額 計		合計	①		配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除			合計	①		※	②		住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定 住宅新築等特別税額控除			※	②		※	③		差引所得税額			※	③		所得から差し引かれる金額	医療費控除		災害減免額			雑損控除				社会保険料控除 小規模企業共済等掛金		再差引所得税額 (基準所得税額)			社会保険料控除				生命保険料控除		復興特別所得税額			地震保険料控除 寄附金				地震保険料控除 寄附金		所得税及び復興特別所得税の額			障害者、寡婦 寡夫、勤労学生				障害者、寡婦 寡夫、勤労学生		外国税額控除			配偶者控除				配偶者控除		所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額			配偶者特別控除				配偶者特別控除		所得税及び復興特別 所得税の申告納税額			扶養控除				扶養控除		所得税及び復興特別 所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)			基礎控除				基礎控除		所得税及び復興特別 所得税の額			合計				合計		納める税金 還付される金			合計				課税所得額	④		申告加算税			課税所得額	④		①に対する金額	④		重加算税			①に対する金額	④		②に対する金額	⑤					②に対する金額	⑤		③に対する金額	⑥					③に対する金額	⑥		還付される税金 の受取場所	銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		(ゆうちょ)銀行の口座に振込みを希望する場合		銀 行	本店・支店 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	貯金口座の 記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)	預金 口座番号 _____				
通信日付印の年月日	確認印	一連番号	番	号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
請求の目的となった申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳述等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
添付した書類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	申告し又は処分の通知を受けた額		請 求 額			申告し又は処分の通知を受けた額		請 求 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	円	円	円	円		円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
総合課税の所得金額			税 ④に対する金額					税 ④に対する金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			⑤に対する金額					⑤に対する金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			⑥に対する金額					⑥に対する金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			額 計					額 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
合計	①		配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除			合計	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
※	②		住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定 住宅新築等特別税額控除			※	②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
※	③		差引所得税額			※	③																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
所得から差し引かれる金額	医療費控除		災害減免額			雑損控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金		再差引所得税額 (基準所得税額)			社会保険料控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	生命保険料控除		復興特別所得税額			地震保険料控除 寄附金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	地震保険料控除 寄附金		所得税及び復興特別所得税の額			障害者、寡婦 寡夫、勤労学生																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
障害者、寡婦 寡夫、勤労学生		外国税額控除			配偶者控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
配偶者控除		所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額			配偶者特別控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
配偶者特別控除		所得税及び復興特別 所得税の申告納税額			扶養控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
扶養控除		所得税及び復興特別 所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)			基礎控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
基礎控除		所得税及び復興特別 所得税の額			合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
合計		納める税金 還付される金			合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
課税所得額	④		申告加算税			課税所得額	④																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
①に対する金額	④		重加算税			①に対する金額	④																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
②に対する金額	⑤					②に対する金額	⑤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
③に対する金額	⑥					③に対する金額	⑥																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
還付される税金 の受取場所	銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		(ゆうちょ)銀行の口座に振込みを希望する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	銀 行	本店・支店 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	貯金口座の 記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
預金 口座番号 _____																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
通信日付印の年月日	確認印	一連番号	番	号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
請求の目的となった申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳述等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	申告し又は処分の通知を受けた額		請 求 額			申告し又は処分の通知を受けた額		請 求 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	円	円	円	円		円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
総合課税の所得金額			税 ④に対する金額					税 ④に対する金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			⑤に対する金額					⑤に対する金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			⑥に対する金額					⑥に対する金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			額 計					額 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
合計	①		配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除			合計	①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
※	②		住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定 住宅新築等特別税額控除			※	②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
※	③		差引所得税額			※	③																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
所得から差し引かれる金額	医療費控除		災害減免額			雑損控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金		再差引所得税額 (基準所得税額)			社会保険料控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	生命保険料控除		復興特別所得税額			地震保険料控除 寄附金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	地震保険料控除 寄附金		所得税及び復興特別所得税の額			障害者、寡婦 寡夫、勤労学生																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
障害者、寡婦 寡夫、勤労学生		外国税額控除			配偶者控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
配偶者控除		所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額			配偶者特別控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
配偶者特別控除		所得税及び復興特別 所得税の申告納税額			扶養控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
扶養控除		所得税及び復興特別 所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)			基礎控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
基礎控除		所得税及び復興特別 所得税の額			合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
合計		納める税金 還付される金			合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
課税所得額	④		申告加算税			課税所得額	④																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
①に対する金額	④		重加算税			①に対する金額	④																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
②に対する金額	⑤					②に対する金額	⑤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
③に対する金額	⑥					③に対する金額	⑥																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
還付される税金 の受取場所	銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		(ゆうちょ)銀行の口座に振込みを希望する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	銀 行	本店・支店 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	貯金口座の 記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
預金 口座番号 _____																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

別紙 個人課税事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）（第4章 諸申請等の処理事務）

改正後	改正前																												
<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第21条において、所得税法第152条及び第153条を準用する場合を含みます。以下同じです。）に提出するものです。</p> <p>2 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年です。 なお、平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求ができる期間は法定申告期限から1年です。</p> <p>3 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付しなければなりません。</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載してください。 なお、(3)及び(4)の記載については、下の記載例を参照してください。</p> <p>(1) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分確定申告」、「平成〇〇年分決定通知」などと記載します。</p> <p>(2) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄及び「添付した書類」欄の記載例】 これらの欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="281 1270 1291 1816"> <tr> <td>更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等</td> <td>事業所得の必要経費（地代家賃：事務所の賃借料）について12月分（200,000円）の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。</td> </tr> <tr> <td>添付した書類</td> <td>決算書（又は収支内訳書）、帳簿書類（地代家賃部分）、事務所の賃借料（12月分）を支払った領収書</td> </tr> <tr> <td>更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等</td> <td>平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院（△△市×-×-×）へ支払った医療費（〇〇〇円）について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。</td> </tr> <tr> <td>添付した書類</td> <td>添付書類：平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書（〇〇〇円）</td> </tr> <tr> <td>更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等</td> <td>平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。</td> </tr> <tr> <td>添付した書類</td> <td>平成×年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書</td> </tr> <tr> <td>更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等</td> <td>特定扶養親族に該当する子（国税太郎、平成×年×月×日生）について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。</td> </tr> <tr> <td>更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等</td> <td>□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。</td> </tr> <tr> <td>添付した書類</td> <td>（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</td> </tr> </table> <p>5 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。</p> <p>(1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書 (2) 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】 (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (4) 先物取引に係る雑所得等の金額の明細書</p> <p>6 詳しくは、最寄りの税務署におたずねください。</p>	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	事業所得の必要経費（地代家賃：事務所の賃借料）について12月分（200,000円）の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。	添付した書類	決算書（又は収支内訳書）、帳簿書類（地代家賃部分）、事務所の賃借料（12月分）を支払った領収書	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院（△△市×-×-×）へ支払った医療費（〇〇〇円）について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。	添付した書類	添付書類：平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書（〇〇〇円）	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。	添付した書類	平成×年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	特定扶養親族に該当する子（国税太郎、平成×年×月×日生）について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。	添付した書類	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第21条において、所得税法第152条及び第153条を準用する場合を含みます。以下同じです。）に提出するものです。</p> <p>2 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年です。 なお、平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求ができる期間は法定申告期限から1年です。</p> <p>3 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付しなければなりません。</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税及び復興特別所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税及び復興特別所得税の決定通知」などと記載します。</p> <p>(2) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>また、添付した書類について、その書類名を記載します。</p> <p>【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄の記載例】</p> <p>この欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="1558 1270 2567 1816"> <tr> <td>更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等</td> <td>理由：事業所得の必要経費（地代家賃：事務所の賃借料）について12月分（200,000円）の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。 添付書類：決算書（又は収支内訳書）、帳簿書類（地代家賃部分）、事務所の賃借料（12月分）を支払った領収書</td> </tr> <tr> <td>更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等</td> <td>理由：平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院（△△市×-×-×）へ支払った医療費（〇〇〇円）について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。 添付書類：平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書（〇〇〇円）</td> </tr> <tr> <td>更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等</td> <td>理由：平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。 添付書類：平成×年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書</td> </tr> <tr> <td>更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等</td> <td>理由：特定扶養親族に該当する子（国税太郎、平成×年×月×日生）について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。</td> </tr> <tr> <td>更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等</td> <td>理由：□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。 添付書類：（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</td> </tr> </table> <p>5 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。</p> <p>(1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書 (2) 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】 (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (4) 先物取引に係る雑所得等の金額の明細書</p> <p>6 詳しくは、最寄りの税務署におたずねください。</p>	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等	理由：事業所得の必要経費（地代家賃：事務所の賃借料）について12月分（200,000円）の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。 添付書類：決算書（又は収支内訳書）、帳簿書類（地代家賃部分）、事務所の賃借料（12月分）を支払った領収書	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等	理由：平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院（△△市×-×-×）へ支払った医療費（〇〇〇円）について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。 添付書類：平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書（〇〇〇円）	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等	理由：平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。 添付書類：平成×年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等	理由：特定扶養親族に該当する子（国税太郎、平成×年×月×日生）について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。	更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等	理由：□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。 添付書類：（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	事業所得の必要経費（地代家賃：事務所の賃借料）について12月分（200,000円）の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。																												
添付した書類	決算書（又は収支内訳書）、帳簿書類（地代家賃部分）、事務所の賃借料（12月分）を支払った領収書																												
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院（△△市×-×-×）へ支払った医療費（〇〇〇円）について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。																												
添付した書類	添付書類：平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書（〇〇〇円）																												
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。																												
添付した書類	平成×年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書																												
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	特定扶養親族に該当する子（国税太郎、平成×年×月×日生）について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。																												
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。																												
添付した書類	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書																												
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等	理由：事業所得の必要経費（地代家賃：事務所の賃借料）について12月分（200,000円）の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。 添付書類：決算書（又は収支内訳書）、帳簿書類（地代家賃部分）、事務所の賃借料（12月分）を支払った領収書																												
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等	理由：平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院（△△市×-×-×）へ支払った医療費（〇〇〇円）について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。 添付書類：平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書（〇〇〇円）																												
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等	理由：平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。 添付書類：平成×年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書																												
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等	理由：特定扶養親族に該当する子（国税太郎、平成×年×月×日生）について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。																												
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等	理由：□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。 添付書類：（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書																												

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																														
<p>個④002 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請書</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 8px;">この欄は書きかえてください。</td> <td style="font-size: 8px;">通知日付印の年月日</td> <td style="font-size: 8px;">確認印</td> <td style="font-size: 8px;">番 号</td> <td style="font-size: 8px;">青白区分</td> <td style="font-size: 8px;">報告納税利用金融機関番号</td> <td style="font-size: 8px;">整理番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">青・白</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">平成27年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書</p> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">住 所 〒 (又は事業所・事務所・住所など) 日11月減額申請の場合は「7月」の文字を抹消してください。</p> <p style="margin-top: 5px;">税務署長 _____ 職 業 _____</p> <p style="margin-top: 5px;">年 月 日提出 氏 名 _____ 電 話 番 号 _____</p> <p style="margin-top: 10px;">平成27年分の予定納税額について下記のとおり減額の申請をします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">通知を受けた金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">申 請 金 額</td> </tr> <tr> <td>予定納税基準額又は申告納税見積額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>予 定 第 1 期 分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 税 額 第 2 期 分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">○「通知を受けた金額」欄には、「平成27年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。</p> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額（第①の金額）」、「予定納税額（第②の金額）」をそれぞれ書いてください。</p> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">1 減額申請の理由（該当する項目を○で囲んでください。） ① 廃業 休業 失業 災害 遺贈 横断 医療費 その他（業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など） ② 減額申請の具体的な理由（例えば、「○年○月○日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。）</p> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">2 _____</p> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">3 添付書類の名称（申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください。） (1) _____ (2) _____ (3) _____ (4) _____</p> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center; font-size: 8px;">申告納税見積額等の計算書（書き方は裏面を参照してください。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">申 請 金 額</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平成27年分の所得金額の見積額</td> <td>営業等・農業①</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>不動産②</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>利子③</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>配当④</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>給付⑤</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>雑⑥</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>総合課税・一時⑦</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>合計⑧</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>所得から差し引かれる金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑損控除⑨</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療費控除⑩</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保険料控除⑪</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模企業共済等掛金⑫</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生命保険料控除⑬</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震保険料控除⑭</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄附金控除⑮</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者・寡婦控除⑯</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者控除⑰</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除⑱</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養控除⑲</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎控除⑳</td> <td></td> <td style="text-align: center;">380,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計㉑</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> </div>	この欄は書きかえてください。	通知日付印の年月日	確認印	番 号	青白区分	報告納税利用金融機関番号	整理番号		年 月 日			青・白				通知を受けた金額	申 請 金 額	予定納税基準額又は申告納税見積額	円	円	予 定 第 1 期 分			納 税 額 第 2 期 分					申 請 金 額		平成27年分の所得金額の見積額	営業等・農業①		円	不動産②		円	利子③		円	配当④		円	給付⑤		円	雑⑥		円	総合課税・一時⑦		円	合計⑧		円	所得から差し引かれる金額				雑損控除⑨				医療費控除⑩				社会保険料控除⑪				小規模企業共済等掛金⑫				生命保険料控除⑬				地震保険料控除⑭				寄附金控除⑮				障害者・寡婦控除⑯				配偶者控除⑰				配偶者特別控除⑱				扶養控除⑲				基礎控除⑳		380,000		合計㉑				<p>個④002 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請書</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 8px;">この欄は書きかえてください。</td> <td style="font-size: 8px;">通知日付印の年月日</td> <td style="font-size: 8px;">確認印</td> <td style="font-size: 8px;">番 号</td> <td style="font-size: 8px;">青白区分</td> <td style="font-size: 8px;">報告納税利用金融機関番号</td> <td style="font-size: 8px;">整理番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">青・白</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">平成26年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書</p> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">住 所 〒 (又は事業所・事務所・住所など) 日11月減額申請の場合は「7月」の文字を抹消してください。</p> <p style="margin-top: 5px;">税務署長 _____ 職 業 _____</p> <p style="margin-top: 5px;">年 月 日提出 氏 名 _____ 電 話 番 号 _____</p> <p style="margin-top: 10px;">平成26年分の予定納税額について下記のとおり減額の申請をします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">通知を受けた金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">申 請 金 額</td> </tr> <tr> <td>予定納税基準額又は申告納税見積額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>予 定 第 1 期 分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 税 額 第 2 期 分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">○「通知を受けた金額」欄には、「平成26年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。</p> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額（第①の金額）」、「予定納税額（第②の金額）」をそれぞれ書いてください。</p> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">1 減額申請の理由（該当する項目を○で囲んでください。） ① 廃業 休業 失業 災害 遺贈 横断 医療費 その他（業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など） ② 減額申請の具体的な理由（例えば、「○年○月○日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。）</p> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">2 _____</p> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">3 添付書類の名称（申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください。） (1) _____ (2) _____ (3) _____ (4) _____</p> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center; font-size: 8px;">申告納税見積額等の計算書（書き方は裏面を参照してください。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">申 請 金 額</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平成26年分の所得金額の見積額</td> <td>営業等・農業①</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>不動産②</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>利子③</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>配当④</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>給付⑤</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>雑⑥</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>総合課税・一時⑦</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>合計⑧</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>所得から差し引かれる金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑損控除⑨</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療費控除⑩</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保険料控除⑪</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模企業共済等掛金⑫</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生命保険料控除⑬</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震保険料控除⑭</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄附金控除⑮</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者・寡婦控除⑯</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者控除⑰</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除⑱</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養控除⑲</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎控除⑳</td> <td></td> <td style="text-align: center;">380,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計㉑</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> </div>	この欄は書きかえてください。	通知日付印の年月日	確認印	番 号	青白区分	報告納税利用金融機関番号	整理番号		年 月 日			青・白				通知を受けた金額	申 請 金 額	予定納税基準額又は申告納税見積額	円	円	予 定 第 1 期 分			納 税 額 第 2 期 分					申 請 金 額		平成26年分の所得金額の見積額	営業等・農業①		円	不動産②		円	利子③		円	配当④		円	給付⑤		円	雑⑥		円	総合課税・一時⑦		円	合計⑧		円	所得から差し引かれる金額				雑損控除⑨				医療費控除⑩				社会保険料控除⑪				小規模企業共済等掛金⑫				生命保険料控除⑬				地震保険料控除⑭				寄附金控除⑮				障害者・寡婦控除⑯				配偶者控除⑰				配偶者特別控除⑱				扶養控除⑲				基礎控除⑳		380,000		合計㉑			
この欄は書きかえてください。	通知日付印の年月日	確認印	番 号	青白区分	報告納税利用金融機関番号	整理番号																																																																																																																																																																																																																									
	年 月 日			青・白																																																																																																																																																																																																																											
	通知を受けた金額	申 請 金 額																																																																																																																																																																																																																													
予定納税基準額又は申告納税見積額	円	円																																																																																																																																																																																																																													
予 定 第 1 期 分																																																																																																																																																																																																																															
納 税 額 第 2 期 分																																																																																																																																																																																																																															
		申 請 金 額																																																																																																																																																																																																																													
平成27年分の所得金額の見積額	営業等・農業①		円																																																																																																																																																																																																																												
	不動産②		円																																																																																																																																																																																																																												
	利子③		円																																																																																																																																																																																																																												
	配当④		円																																																																																																																																																																																																																												
	給付⑤		円																																																																																																																																																																																																																												
	雑⑥		円																																																																																																																																																																																																																												
	総合課税・一時⑦		円																																																																																																																																																																																																																												
	合計⑧		円																																																																																																																																																																																																																												
	所得から差し引かれる金額																																																																																																																																																																																																																														
	雑損控除⑨																																																																																																																																																																																																																														
	医療費控除⑩																																																																																																																																																																																																																														
	社会保険料控除⑪																																																																																																																																																																																																																														
	小規模企業共済等掛金⑫																																																																																																																																																																																																																														
	生命保険料控除⑬																																																																																																																																																																																																																														
	地震保険料控除⑭																																																																																																																																																																																																																														
寄附金控除⑮																																																																																																																																																																																																																															
障害者・寡婦控除⑯																																																																																																																																																																																																																															
配偶者控除⑰																																																																																																																																																																																																																															
配偶者特別控除⑱																																																																																																																																																																																																																															
扶養控除⑲																																																																																																																																																																																																																															
基礎控除⑳		380,000																																																																																																																																																																																																																													
合計㉑																																																																																																																																																																																																																															
この欄は書きかえてください。	通知日付印の年月日	確認印	番 号	青白区分	報告納税利用金融機関番号	整理番号																																																																																																																																																																																																																									
	年 月 日			青・白																																																																																																																																																																																																																											
	通知を受けた金額	申 請 金 額																																																																																																																																																																																																																													
予定納税基準額又は申告納税見積額	円	円																																																																																																																																																																																																																													
予 定 第 1 期 分																																																																																																																																																																																																																															
納 税 額 第 2 期 分																																																																																																																																																																																																																															
		申 請 金 額																																																																																																																																																																																																																													
平成26年分の所得金額の見積額	営業等・農業①		円																																																																																																																																																																																																																												
	不動産②		円																																																																																																																																																																																																																												
	利子③		円																																																																																																																																																																																																																												
	配当④		円																																																																																																																																																																																																																												
	給付⑤		円																																																																																																																																																																																																																												
	雑⑥		円																																																																																																																																																																																																																												
	総合課税・一時⑦		円																																																																																																																																																																																																																												
	合計⑧		円																																																																																																																																																																																																																												
	所得から差し引かれる金額																																																																																																																																																																																																																														
	雑損控除⑨																																																																																																																																																																																																																														
	医療費控除⑩																																																																																																																																																																																																																														
	社会保険料控除⑪																																																																																																																																																																																																																														
	小規模企業共済等掛金⑫																																																																																																																																																																																																																														
	生命保険料控除⑬																																																																																																																																																																																																																														
	地震保険料控除⑭																																																																																																																																																																																																																														
寄附金控除⑮																																																																																																																																																																																																																															
障害者・寡婦控除⑯																																																																																																																																																																																																																															
配偶者控除⑰																																																																																																																																																																																																																															
配偶者特別控除⑱																																																																																																																																																																																																																															
扶養控除⑲																																																																																																																																																																																																																															
基礎控除⑳		380,000																																																																																																																																																																																																																													
合計㉑																																																																																																																																																																																																																															

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">申告納税見積額等の計算書の書き方</p> <p>1 「所得金額」①～⑩欄 6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成27年分の所得金額を見積もって書いてください。 この場合、次の点に注意してください。</p> <p>(1) 「営業等・農業」①欄——事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。 ※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。</p> <p>(2) 「給与」②欄——給料、賞与などの収入金額を基として「平成27年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について」の「平成27年分給与所得の速算表」により求めた金額を書きます。</p> <p>(3) 「総合課税・一時」③欄——総合課税の課税所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。 総合課税の課税所得 + (総合課税の課税所得 + 一時所得) × 1/2</p> <p>(4) 「⑤、⑥」の各欄——次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。 イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……………「分離短期譲渡」 ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……………「分離長期譲渡」 ハ 分離課税の株式等の譲渡所得等……………「株式等の分離譲渡等」 ニ 分離課税の上場株式等の配当所得……………「上場株式等の分離配当」 ホ 分離課税の先物取引の譲渡所得……………「先物取引の分離譲渡等」 ヘ 山林所得……………「山林」</p> <p>2 「所得から差し引かれる金額」⑪～⑭欄 6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成27年分の控除額を見積もって書いてください。</p> <p>3 「税額」⑮～⑳欄 (1) 「上の①に対する税額」⑮欄——「平成27年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について」の「平成27年分所得税の税額表」で求めた税額を書きます。 (2) 「上の②に対する税額」⑯欄——①の②の所得がある場合に、次により求めたこれらの課税所得金額（⑤、⑥の各欄の金額）に対する税額を書きます。 イ 課税分離短期譲渡に対する税額——次の計算式で計算した金額を書きます。 課税分離短期譲渡所得金額 × 30% 国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率が適用される場合がありますから、税務署におたずねください。 ロ 課税分離長期譲渡に対する税額——次の計算式で計算した金額を書きます。 課税分離長期譲渡所得金額 × 15% 国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率が適用される場合がありますから、税務署におたずねください。 ハ 株式等の課税分離譲渡等に対する税額——次の計算式で計算した金額を書きます。 株式等の課税分離譲渡所得等の金額 × 15% ニ 上場株式等の課税分離配当に対する税額——次の計算式で計算した金額を書きます。 上場株式等の課税分離配当所得の金額 × 15% ホ 先物取引の課税分離譲渡等に対する税額——次の計算式で計算した金額を書きます。 先物取引の課税分離譲渡所得等の金額 × 15% ヘ 課税山林に対する税額——「平成27年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について」の「平成27年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。</p> <p>4 「配当控除、投資税額等の控除」㉑欄——該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。 (1) 配当控除——「③の金額 + 課税分離短期譲渡 + 課税分離長期譲渡 + 株式等の課税分離譲渡等 + 上場株式等の課税分離配当 + 先物取引の課税分離譲渡等」の金額が、 イ 1千万円以下の場合——「③の金額 × 10%」になります。 ④の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、計算が複雑ですから、税務署におたずねください。 ロ 1千万円を超える場合——税務署におたずねください。 (2) 投資税額等の控除——税務署におたずねください。</p> <p>5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉒欄、「政党等寄附金等特別控除」㉓欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」㉔欄——税務署におたずねください。</p> <p>6 「災害減免額、所得税に係る外国税額控除額」㉕欄——該当する文字を○で囲んだ上、災害減免額及び所得税に係る外国税額控除額の合計額を書きます。 ⑥ 所得税に係る外国税額控除額には、外国税額控除のうち、復興特別所得税の額から控除される金額は含まれません。</p> <p>7 「所得税に係る源泉徴収税額」㉖欄——まず、表面の計算書の①、②～⑦までの所得に対する源泉徴収税額の見積額の合計額を計算します。平成27年分の源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、次の計算式で所得税に係る源泉徴収税額を計算します。 源泉徴収税額 × 100/102.1</p> <p>8 「予定納税額」㉗、㉘欄 (1) 7月減額申請の場合 「第1期分」⑨欄——それぞれ「申告納税見積額」⑧の金額の3分の「第2期分」⑩欄——1に当たる金額を書きます。 (2) 11月減額申請の場合 「第1期分」⑨欄——税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。 「第2期分」⑩欄——「申告納税見積額」⑧ - 「第1期分」⑨ × 1/2 に当たる金額を書きます。 ただし、特別農業所得者は、「申告納税見積額」⑧の金額の2分の1に当たる金額を書きます。</p> <p>㉘ 平成27年分から所得税に復興特別所得税を併せて納付することとされており、申告納税見積額（⑨欄）については、復興特別所得税額相当額（所得税額の2.1%）（㉙欄）を含めて計算します。</p> <p>● 申告納税見積額等の計算は、平成27年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として行うこととなります。 この計算は、6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在で平成27年分の所得税及び復興特別所得税に適用される税法を基として行います。</p> <p>● この申請書の書き方等について、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署におたずねください。</p>	<p style="text-align: center;">申告納税見積額等の計算書の書き方</p> <p>1 「所得金額」①～⑩欄 6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成26年分の所得金額を見積もって書いてください。 この場合、次の点に注意してください。</p> <p>(1) 「営業等・農業」①欄——事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。 ※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。</p> <p>(2) 「給与」②欄——給料、賞与などの収入金額を基として「平成26年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について」の「平成26年分給与所得の速算表」により求めた金額を書きます。</p> <p>(3) 「総合課税・一時」③欄——総合課税の課税所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。 総合課税の課税所得 + (総合課税の課税所得 + 一時所得) × 1/2</p> <p>(4) 「⑤、⑥」の各欄——次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。 イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……………「分離短期譲渡」 ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……………「分離長期譲渡」 ハ 分離課税の株式等の譲渡所得等……………「株式等の分離譲渡等」 ニ 分離課税の上場株式等の配当所得……………「上場株式等の分離配当」 ホ 分離課税の先物取引の譲渡所得……………「先物取引の分離譲渡等」 ヘ 山林所得……………「山林」</p> <p>2 「所得から差し引かれる金額」⑪～⑭欄 6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成26年分の控除額を見積もって書いてください。</p> <p>3 「税額」⑮～⑳欄 (1) 「上の①に対する税額」⑮欄——「平成26年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について」の「平成26年分所得税の税額表」で求めた税額を書きます。 (2) 「上の②に対する税額」⑯欄——①の②の所得がある場合に、次により求めたこれらの課税所得金額（⑤、⑥の各欄の金額）に対する税額を書きます。 イ 課税分離短期譲渡に対する税額——次の計算式で計算した金額を書きます。 課税分離短期譲渡所得金額 × 30% 国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率が適用される場合がありますから、税務署におたずねください。 ロ 課税分離長期譲渡に対する税額——次の計算式で計算した金額を書きます。 課税分離長期譲渡所得金額 × 15% 国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率が適用される場合がありますから、税務署におたずねください。 ハ 株式等の課税分離譲渡等に対する税額——次の計算式で計算した金額を書きます。 株式等の課税分離譲渡所得等の金額 × 15% ニ 上場株式等の課税分離配当に対する税額——次の計算式で計算した金額を書きます。 上場株式等の課税分離配当所得の金額 × 15% ホ 先物取引の課税分離譲渡等に対する税額——次の計算式で計算した金額を書きます。 先物取引の課税分離譲渡所得等の金額 × 15% ヘ 課税山林に対する税額——「平成26年分所得税及び復興特別所得税の予定納税について」の「平成26年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。</p> <p>4 「配当控除、投資税額等の控除」㉑欄——該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。 (1) 配当控除——「③の金額 + 課税分離短期譲渡 + 課税分離長期譲渡 + 株式等の課税分離譲渡等 + 上場株式等の課税分離配当 + 先物取引の課税分離譲渡等」の金額が、 イ 1千万円以下の場合——「③の金額 × 10%」になります。 ④の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、計算が複雑ですから、税務署におたずねください。 ロ 1千万円を超える場合——税務署におたずねください。 (2) 投資税額等の控除——税務署におたずねください。</p> <p>5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉒欄、「政党等寄附金等特別控除」㉓欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」㉔欄——税務署におたずねください。</p> <p>6 「災害減免額、所得税に係る外国税額控除額」㉕欄——該当する文字を○で囲んだ上、災害減免額及び所得税に係る外国税額控除額の合計額を書きます。 ⑥ 所得税に係る外国税額控除額には、外国税額控除のうち、復興特別所得税から控除される金額は含まれません。</p> <p>7 「所得税に係る源泉徴収税額」㉖欄——まず、表面の計算書の①、②～⑦までの所得に対する源泉徴収税額の見積額の合計額を計算します。平成26年分の源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、次の計算式で所得税に係る源泉徴収税額を計算します。 源泉徴収税額 × 100/102.1</p> <p>8 「予定納税額」㉗、㉘欄 (1) 7月減額申請の場合 「第1期分」⑨欄——それぞれ「申告納税見積額」⑧の金額の3分の「第2期分」⑩欄——1に当たる金額を書きます。 (2) 11月減額申請の場合 「第1期分」⑨欄——税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。 「第2期分」⑩欄——「申告納税見積額」⑧ - 「第1期分」⑨ × 1/2 に当たる金額を書きます。 ただし、特別農業所得者は、「申告納税見積額」⑧の金額の2分の1に当たる金額を書きます。</p> <p>㉘ 平成26年分から所得税に復興特別所得税を併せて納付することとされており、申告納税見積額については、復興特別所得税額（所得税額の2.1%）を含めて計算します（㉙欄）。</p> <p>● 申告納税見積額等の計算は、平成26年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として行うこととなります。 この計算は、6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在で平成26年分の所得税及び復興特別所得税に適用される税法を基として行います。</p> <p>● この申請書の書き方等について、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署におたずねください。</p>

改 正 後

個④004 個人事業の開業・廃業等届出書

税務署受付印 1 0 4 0

個人事業の開業・廃業等届出書

____ 税務署長 (TEL - -)

____ 年 ____ 月 ____ 日提出

納 税 地	住所・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 -)		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)		
フリガナ	氏 名	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生
職 業	フリガナ	屋 号	

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分	開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。） 住所 _____ 氏名 _____				
〔該当する文字を○で囲んでください。〕	事務所・事業所の（新設・増設・移転・廃止）				
	廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。） 住所 _____ 氏名 _____				
所得の種類	不動産所得・山林所得・事業（農業）所得 [廃業の場合……全部・一部（ ）]				
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日				
事業所等を新增設、移転、廃止した場合	新增設、移転後の所在地	(電話) _____			
	移転・廃止前の所在地	_____			
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名	_____		
	法人納税地	設立登記	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	有・無			
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	有・無			
事業の概要	〔できるだけ具体的に記載します。〕				
給与等の支払の状況	区 分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項
	専従者	人		有・無	
	使用人			有・無	
	計			有・無	
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無		有・無	給与支払を開始する年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

関与税理士	税務署	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
(TEL - -)								
		源泉用紙交付	通信日付印の年月日	確認印				
			年 月 日					

改 正 前

税務署受付印 1 0 4 0

個人事業の開業・廃業等届出書

____ 税務署長 (TEL - -)

____ 年 ____ 月 ____ 日提出

納 税 地	住所・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (TEL - -)		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (TEL - -)		
フリガナ	氏 名	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生
職 業	フリガナ	屋 号	

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分	開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。） 住所 _____ 氏名 _____				
〔該当する文字を○で囲んでください。〕	事務所・事業所の（新設・増設・移転・廃止）				
	廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。） 住所 _____ 氏名 _____				
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日				
事業所等を新增設、移転、廃止した場合	新增設、移転後の所在地	(電話) _____			
	移転・廃止前の所在地	_____			
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名	_____		
	法人納税地	設立登記	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	有・無			
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	有・無			
事業の概要	〔できるだけ具体的に記載します。〕				
給与等の支払の状況	区 分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項
	専従者	人		有・無	
	使用人			有・無	
	計			有・無	
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無		有・無	給与支払を開始する年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

関与税理士	税務署	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
(TEL - -)								
		源泉用紙交付	通信日付印の年月日	確認印				
			年 月 日					

別紙 個人課税事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）（第4章 諸申請等の処理事務）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この届出書は、新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときに提出するものです。</p> <p>2 この届出書は、事業の開始、廃止等の事実があった日から1か月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。 なお、新設、増設、移転、廃止にかかる事務所・事業所の所在地が納税地と異なる場合には、これらの事務所・事業所の所在地を所轄する税務署長にも提出してください。</p> <p>3 「所得の種類」欄には、新たに開始した事業又は廃止した事業に係る所得の種類について、該当するものを○で囲んでください。 また、事業所得を生ずべき事業を2以上（例えば、小売業と建設業など）行っている方がその事業の全部を廃止する場合は「全部」を、その事業の一部を廃止する場合は「一部」を○で囲んでください。 なお、「一部」を○で囲んだ場合には、廃止する事業を括弧内に簡記します。</p> <p>4 「給与等の支払の状況」欄には、届出日現在における給与の支給人員と給与等の支払の状況及びそれらの状況からみて源泉徴収をすべき税額があるかどうかを記載します。 また、「給与の定め方」の項には日給・月給等の区分を記載し、「税額の有無」の項には、各人ごとの給与額及び扶養親族等の状況等からみて納税すべき税額があるかどうかを判断し、その区分の全員について納付すべき税額がないと認められる場合は「無」を、その他の場合は「有」を○で囲んでください。 なお、「給与支払を開始する年月日」欄には、給与等の支払を開始する日(届出日現在において既に給与等の支払をした場合にはその開始をした日)を記載します。 (注) 給与等の支払事務を行う事務所を廃止した場合には、「その他参考事項」欄に、給与等の支払事務を引き継いだ先の事務所等の所在地を記載します。</p> <p>5 新たに事業を開始した年から青色申告の申請又は消費税の課税事業者を選択される方は、申請書等を次の期限までに提出してください。 「青色申告承認申請書」 ① 1月15日までに、新たに事業を開始した場合……その年の3月15日 ② 1月16日以降に、新たに事業を開始した場合……事業を開始した日から2か月以内 「課税事業者選択届出書」 ○ 新たに事業を開始した年の末日(12月31日)</p> <p>6 事業を廃止する方で青色申告の取りやめをされる方は、「青色申告の取りやめ届出書」も提出してください。 また、消費税の課税事業者の方及び課税事業者を選択されている方で、廃業する事業のほかに課税売上げに当たる所得(不動産所得等)のない方は、「事業廃止届出書」も提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">お 知 ら せ</p> <p>1 事業所得、不動産所得又は山林所得のある白色申告の方については、次の制度の適用がありますので、ご注意ください。 ① 記帳・帳簿書類保存制度 ② 総収入金額報告書を提出する制度 ③ 収支内訳書を確定申告書に添付する制度 (注) 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。)は、記帳と帳簿書類の保存が必要となっております。</p> <p>2 1月1日から6月30日までの期間(以下「特定期間」といいます。)内に開業した場合で、その特定期間の課税売上高が、1,000万円を超えた場合(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。)には、開業した翌年において消費税の課税事業者になります。 この場合、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を速やかに所轄の税務署長に提出してください。</p> </div>	<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この届出書は、新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときに提出するものです。</p> <p>2 この届出書は、事業の開始、廃止等の事実があった日から1か月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。 なお、新設、増設、移転、廃止にかかる事務所・事業所の所在地が納税地と異なる場合には、これらの事務所・事業所の所在地を所轄する税務署長にも提出してください。</p> <p>3 「給与等の支払の状況」欄には、届出日現在における給与の支給人員と給与等の支払の状況及びそれらの状況からみて源泉徴収をすべき税額があるかどうかを記載します。 また、「給与の定め方」の項には日給・月給等の区分を記載し、「税額の有無」の項には、各人ごとの給与額及び扶養親族等の状況等からみて納税すべき税額があるかどうかを判断し、その区分の全員について納付すべき税額がないと認められる場合は「無」を、その他の場合は「有」を○で囲んでください。 なお、「給与支払を開始する年月日」欄には、給与等の支払を開始する日(届出日現在において既に給与等の支払をした場合にはその開始をした日)を記載します。 (注) 給与等の支払事務を行う事務所を廃止した場合には、「その他参考事項」欄に、給与等の支払事務を引き継いだ先の事務所等の所在地を記載します。</p> <p>4 新たに事業を開始した年から青色申告の申請又は消費税の課税事業者を選択される方は、申請書等を次の期限までに提出してください。 「青色申告承認申請書」 ① 1月15日までに、新たに事業を開始した場合……その年の3月15日 ② 1月16日以降に、新たに事業を開始した場合……事業を開始した日から2か月以内 「課税事業者選択届出書」 ○ 新たに事業を開始した年の末日(12月31日)</p> <p>5 事業を廃止する方で青色申告の取りやめをされる方は、「青色申告の取りやめ届出書」も提出してください。 また、消費税の課税事業者の方及び課税事業者を選択されている方で、廃業する事業のほかに課税売上げに当たる所得(不動産所得等)のない方は、「事業廃止届出書」も提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">お 知 ら せ</p> <p>1 事業所得、不動産所得又は山林所得のある白色申告の方については、下記の記帳制度等の適用がありますので、ご注意ください。 ① 記帳・帳簿書類保存制度 ② 総収入金額報告書を提出する制度 ③ 収支内訳書を確定申告書に添付する制度 (注) 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。)は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となっております。 詳しいことは、税務署(所得税担当)におたずねください。</p> <p>2 1月1日から6月30日までの期間(以下「特定期間」といいます。)内に開業した場合で、その特定期間の課税売上高が、1,000万円を超えた場合(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。)には、開業した翌年において消費税の課税事業者になります。 この場合、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を速やかに所轄の税務署長に提出してください。</p> </div>

改正後	改正前																																																																																																																		
<p>個④006 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: right;">税務署受付印</td> <td style="width:10%; text-align: right;">1 0 6 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書 <small>【転居等により納税地に異動があった場合】</small> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">納税地</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</small> (〒 - -) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL. - -)</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">上記以外の住所・事業所等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</small> (〒 - -) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL. - -)</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">フリガナ</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">生年月日</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">大正</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">年</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">月</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">氏名</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td style="text-align: center;">昭和</td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">フリガナ</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">屋号</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">職業</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right;">屋号</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">納税地を次のとおり異動したので届けます。</p> <p>1 異動年月日 平成 年 月 日</p> <p>2 納税地</p> <p>(1) 異動前の納税地 _____</p> <p>(2) 異動後の納税地 _____</p> <p>3 事業所等の所在地及び事業内容</p> <p>屋号等 _____ 所在地 _____ 事業内容 _____</p> <p>屋号等 _____ 所在地 _____ 事業内容 _____</p> <p>4 その他参考事項</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※ 振替納税をご利用の方は、裏面の留意事項をお読みください。</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:20%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 関与税理士 (TEL. - -) </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 税務署 整理番号 0 </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> A </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> B </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> C </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> D </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> E </td> </tr> </table> </div>	税務署受付印	1 0 6 0	所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書 <small>【転居等により納税地に異動があった場合】</small>		<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">納税地</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</small> (〒 - -) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL. - -)</td> <td></td> </tr> </table>	納税地	<small>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</small> (〒 - -)	(TEL. - -)			<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">上記以外の住所・事業所等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</small> (〒 - -) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL. - -)</td> <td></td> </tr> </table>	上記以外の住所・事業所等	<small>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</small> (〒 - -)	(TEL. - -)			<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">フリガナ</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">生年月日</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">大正</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">年</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">月</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">氏名</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td style="text-align: center;">昭和</td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	フリガナ		生年月日		大正		年		月		日生	氏名		印		昭和		平成						<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">フリガナ</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">屋号</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">職業</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right;">屋号</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	フリガナ		屋号		職業		屋号			関与税理士 (TEL. - -)	税務署 整理番号 0	A	B	C	D	E	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: right;">税務署受付印</td> <td style="width:10%; text-align: right;">1 0 6 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">納税地</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</small> (TEL. - -) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL. - -)</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">上記以外の住所・事業所等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</small> (TEL. - -) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL. - -)</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">フリガナ</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">生年月日</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">大正</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">年</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">月</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">氏名</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td style="text-align: center;">昭和</td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">フリガナ</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">屋号</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">職業</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right;">屋号</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">納税地を次のとおり異動したので届けます。</p> <p>1 異動年月日 平成 年 月 日</p> <p>2 納税地</p> <p>(1) 異動前の納税地 _____</p> <p>(2) 異動後の納税地 _____</p> <p>3 事業所等の所在地及び事業内容</p> <p>屋号等 _____ 所在地 _____ 事業内容 _____</p> <p>屋号等 _____ 所在地 _____ 事業内容 _____</p> <p>4 その他参考事項</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:20%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 関与税理士 (TEL. - -) </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 税務署 整理番号 0 </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> A </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> B </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> C </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> D </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> E </td> </tr> </table> </div>	税務署受付印	1 0 6 0	所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書		<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">納税地</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</small> (TEL. - -) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL. - -)</td> <td></td> </tr> </table>	納税地	<small>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</small> (TEL. - -)	(TEL. - -)			<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">上記以外の住所・事業所等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</small> (TEL. - -) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL. - -)</td> <td></td> </tr> </table>	上記以外の住所・事業所等	<small>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</small> (TEL. - -)	(TEL. - -)			<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">フリガナ</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">生年月日</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">大正</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">年</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">月</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">氏名</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td style="text-align: center;">昭和</td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	フリガナ		生年月日		大正		年		月		日生	氏名		印		昭和		平成						<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">フリガナ</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">屋号</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">職業</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right;">屋号</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	フリガナ		屋号		職業		屋号			関与税理士 (TEL. - -)	税務署 整理番号 0	A	B	C	D	E
税務署受付印	1 0 6 0																																																																																																																		
所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書 <small>【転居等により納税地に異動があった場合】</small>																																																																																																																			
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">納税地</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</small> (〒 - -) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL. - -)</td> <td></td> </tr> </table>	納税地	<small>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</small> (〒 - -)	(TEL. - -)																																																																																																																
納税地	<small>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</small> (〒 - -)																																																																																																																		
(TEL. - -)																																																																																																																			
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">上記以外の住所・事業所等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</small> (〒 - -) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL. - -)</td> <td></td> </tr> </table>	上記以外の住所・事業所等	<small>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</small> (〒 - -)	(TEL. - -)																																																																																																																
上記以外の住所・事業所等	<small>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</small> (〒 - -)																																																																																																																		
(TEL. - -)																																																																																																																			
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">フリガナ</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">生年月日</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">大正</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">年</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">月</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">氏名</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td style="text-align: center;">昭和</td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	フリガナ		生年月日		大正		年		月		日生	氏名		印		昭和		平成																																																																																																	
フリガナ		生年月日		大正		年		月		日生																																																																																																									
氏名		印		昭和		平成																																																																																																													
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">フリガナ</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">屋号</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">職業</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right;">屋号</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	フリガナ		屋号		職業		屋号																																																																																																												
フリガナ		屋号																																																																																																																	
職業		屋号																																																																																																																	
関与税理士 (TEL. - -)	税務署 整理番号 0	A	B	C	D	E																																																																																																													
税務署受付印	1 0 6 0																																																																																																																		
所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書																																																																																																																			
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">納税地</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</small> (TEL. - -) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL. - -)</td> <td></td> </tr> </table>	納税地	<small>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</small> (TEL. - -)	(TEL. - -)																																																																																																																
納税地	<small>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</small> (TEL. - -)																																																																																																																		
(TEL. - -)																																																																																																																			
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">上記以外の住所・事業所等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</small> (TEL. - -) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL. - -)</td> <td></td> </tr> </table>	上記以外の住所・事業所等	<small>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</small> (TEL. - -)	(TEL. - -)																																																																																																																
上記以外の住所・事業所等	<small>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</small> (TEL. - -)																																																																																																																		
(TEL. - -)																																																																																																																			
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">フリガナ</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">生年月日</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">大正</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">年</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">月</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">氏名</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td style="text-align: center;">昭和</td> <td></td> <td style="text-align: center;">平成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	フリガナ		生年月日		大正		年		月		日生	氏名		印		昭和		平成																																																																																																	
フリガナ		生年月日		大正		年		月		日生																																																																																																									
氏名		印		昭和		平成																																																																																																													
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: right;">フリガナ</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: right;">屋号</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">職業</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: right;">屋号</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	フリガナ		屋号		職業		屋号																																																																																																												
フリガナ		屋号																																																																																																																	
職業		屋号																																																																																																																	
関与税理士 (TEL. - -)	税務署 整理番号 0	A	B	C	D	E																																																																																																													

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この届出書は、納税地が異動した場合^(注)に提出するものです。ただし、①納税地の指定を受けた場合、②住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、③住所又は居所を有する者が、その住所地又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合及び④居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合は除きます。</p> <p>なお、②から④の場合は、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出してください。</p> <p><u>(注) 住所地が納税地である方は転居などがあった場合、事業所の所在地を納税地としている方は事業所の移転などがあった場合をいいます。</u></p> <p>2 納税地の異動があった場合は、遅滞なくこの届出書を、異動前の納税地を所轄する税務署長及び異動後の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。</p> <p>3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。</p> <p>4 「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄は、異動前の納税地の所轄税務署長に提出する届出書には記載する必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">留 意 事 項</p> <p style="text-align: center;">[振替納税を利用されている方へ]</p> <p>納税地の異動により管轄の税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続が必要となります。</p> <p>確定申告の時期や、振替納税を利用する国税の法定納期限が迫っている場合は、速やかに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、変更後の納税地を所轄する税務署長へ提出願います。</p>	<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この届出書は、納税地が異動した場合に提出するものです。ただし、①納税地の指定を受けた場合、②住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、③住所又は居所を有する者が、その住所地又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合及び④居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合は除きます。</p> <p>なお、②から④の場合は、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出してください。</p> <p>2 納税地の異動があった場合は、遅滞なくこの届出書を、異動前の納税地を所轄する税務署長及び異動後の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。</p> <p>3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。</p> <p>4 「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄は、異動前の納税地の所轄税務署長に提出する届出書には記載する必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">留 意 事 項</p> <p style="text-align: center;">[振替納税を利用されている方へ]</p> <p>納税地の異動により管轄の税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続が必要となります。</p> <p>確定申告の時期や、振替納税を利用する国税の法定納期限が迫っている場合は、速やかに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、変更後の納税地を所轄する税務署長へ提出願います。</p>

改 正 後	改 正 前																																								
<p>個④007 所得税・消費税の納税管理人の届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 税務署受付印 1 0 7 0 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <h3 style="margin: 0;">所得税・消費税の納税管理人の届出書</h3> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">納税地</td> <td style="width: 85%;">住所・居所・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (〒 -) (TEL - -)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の住所・事業所等</td> <td>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td>フリガナ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職業</td> <td>フリガナ 屋号</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">所得税・消費税の納税管理人として、次の者を定めたので届けます。</p> <p>1 納税管理人</p> <p style="margin-left: 20px;">〒</p> <p style="margin-left: 20px;">住所 (居所) _____</p> <p style="margin-left: 20px;">フリガナ</p> <p style="margin-left: 20px;">氏名 _____ 印 本人との続柄(関係) _____</p> <p style="margin-left: 20px;">職業 _____ 電話番号 _____</p> <p>2 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所 _____</p> <p>3 納税管理人を定めた理由 _____</p> <p>4 その他参考事項</p> <p>(1) 出国(予定)年月日 平成 年 月 日・帰国予定年月日 平成 年 月 日</p> <p>(2) 国内で生じる所得内容(該当する所得を○で囲むか、又はその内容を記載します。)</p> <p style="margin-left: 40px;">事業所得 不動産所得 給与所得 譲渡所得</p> <p style="margin-left: 40px;">上記以外の所得がある場合又は所得の種類が不明な場合 ()</p> <p>(3) その他 _____</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 関与税理士 (TEL) </div> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <th>税務署管理番号</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>0 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> </div>	納税地	住所・居所・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (〒 -) (TEL - -)	上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)	氏名	フリガナ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生	職業	フリガナ 屋号	税務署管理番号	A	B	C	D	E	0						<p>個④007 所得税・消費税の納税管理人の届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 税務署受付印 1 0 7 0 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <h3 style="margin: 0;">所得税・消費税の納税管理人の届出書</h3> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">納税地</td> <td style="width: 85%;">住所・居所・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (〒 -) (TEL - -)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の住所・事業所等</td> <td>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td>フリガナ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職業</td> <td>フリガナ 屋号</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">所得税・消費税の納税管理人として、次の者を定めたので届けます。</p> <p>1 納税管理人</p> <p style="margin-left: 20px;">〒</p> <p style="margin-left: 20px;">住所 (居所) _____</p> <p style="margin-left: 20px;">フリガナ</p> <p style="margin-left: 20px;">氏名 _____ 印 本人との続柄(関係) _____</p> <p style="margin-left: 20px;">職業 _____ 電話番号 _____</p> <p>2 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所 _____</p> <p>3 納税管理人を定めた理由 _____</p> <p>4 その他参考事項</p> <p>(1) 出国(予定)年月日 平成 年 月 日・帰国予定年月日 平成 年 月 日</p> <p>(2) 国内で生じる所得内容(該当する所得を○で囲むか、又はその内容を記載します。)</p> <p style="margin-left: 40px;">事業所得 不動産所得 給与所得 譲渡所得</p> <p style="margin-left: 40px;">上記以外の所得がある場合又は所得の種類が不明な場合 ()</p> <p>(3) その他 _____</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 関与税理士 (TEL) </div> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <th>税務署管理番号</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>0 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> </div>	納税地	住所・居所・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (〒 -) (TEL - -)	上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)	氏名	フリガナ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生	職業	フリガナ 屋号	税務署管理番号	A	B	C	D	E	0					
納税地	住所・居所・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (〒 -) (TEL - -)																																								
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)																																								
氏名	フリガナ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生																																								
職業	フリガナ 屋号																																								
税務署管理番号	A	B	C	D	E																																				
0																																									
納税地	住所・居所・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (〒 -) (TEL - -)																																								
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)																																								
氏名	フリガナ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生																																								
職業	フリガナ 屋号																																								
税務署管理番号	A	B	C	D	E																																				
0																																									

別紙 個人課税事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）（第4章 諸申請等の処理事務）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この届出書は、個人である納税者が納税管理人を選任した場合に提出するものです。</p> <p>2 <u>選任された納税管理人は、不服申し立てに関する事項を除き、次の事項を行うことになります。</u></p> <p>(1) <u>国税に関する法令に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の作成及び提出</u></p> <p>(2) <u>税務署長等（その所属の職員を含む。）が発する書類の受領</u></p> <p>(3) <u>国税の納付及び還付金等の受領</u></p> <p>3 この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>4 届け出る税目に応じて、標題及び本文の中の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。</p> <p>5 「1 納税管理人」欄には、納税管理人が法人の場合は、「住所（居所）」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には、法人名及び代表者等氏名を、「職業」欄には、事業内容を、それぞれ記載します。</p> <p>6 「2 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内に住所及び居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を記載します。</p> <p>（注）納税管理人を解任したときは、「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。</p>	<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この届出書は、個人である納税者が納税管理人を選任した場合に提出するものです。</p> <p>2 この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>3 届け出る税目に応じて、標題及び本文の中の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。</p> <p>4 「1 納税管理人」欄には、納税管理人が法人の場合は、「住所（居所）」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には、法人名及び代表者等氏名を、「職業」欄には、事業内容を、それぞれ記載します。</p> <p>5 「2 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内に住所及び居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を記載します。</p> <p>（注）納税管理人を解任したときは、「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。</p>

改正後	改正前																																																																														
<p>個④009 所得税の青色申告承認申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 税務署受付印 1 0 9 0 </div> <h3 style="text-align: center;">所得税の青色申告承認申請書</h3> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>税務署長 _____</p> <p>年 ____ 月 ____ 日提出</p> </div> <div style="width: 50%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納税地</td> <td style="width: 85%;">住所・居所・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - -) (TEL - - -)</td> </tr> <tr> <td>上記以外の住所・事業所等</td> <td>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - - -)</td> </tr> <tr> <td>フリガナ 氏 名</td> <td>生年月日 大正昭和平成 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td>フリガナ 屋 号</td> </tr> </table> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">平成 ____ 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。） 名称 _____ 所在地 _____ 名称 _____ 所在地 _____ 2 所得の種類（該当する事項を○で囲んでください。） 事業所得 ・ 不動産所得 ・ 山林所得 3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無 (1) 有（取消し・取りやめ） ____ 年 ____ 月 ____ 日 (2) 無 4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 5 相続による事業承継の有無 (1) 有 相続開始年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 被相続人の氏名 _____ (2) 無 6 その他参考事項 (1) 簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを○で囲んでください。） 複式簿記・簡易簿記・その他 (_____) (2) 備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を○で囲んでください。） 現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳・固定資産台帳・預金出納帳・手形記入帳 債権債務記入帳・総勘定元帳・仕訳帳・入金伝票・出金伝票・振替伝票・現金式簡易帳簿・その他 (3) その他 _____ <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>関与税理士 _____</p> <p>(TEL - - -)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">税務署 番 号</td> <td style="width: 10%;">整 理 番 号</td> <td style="width: 10%;">関係部門 連 絡</td> <td style="width: 10%;">A</td> <td style="width: 10%;">B</td> <td style="width: 10%;">C</td> <td style="width: 10%;">D</td> <td style="width: 10%;">E</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right;">通信日付印の年月日</td> <td style="text-align: center;">確認印</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> </div> </div> </div>	納税地	住所・居所・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - -) (TEL - - -)	上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - - -)	フリガナ 氏 名	生年月日 大正昭和平成 年 月 日生	職 業	フリガナ 屋 号	税務署 番 号	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C	D	E								通信日付印の年月日							確認印	年 月 日								<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 税務署受付印 1 0 9 0 </div> <h3 style="text-align: center;">所得税の青色申告承認申請書</h3> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>税務署長 _____</p> <p>年 ____ 月 ____ 日提出</p> </div> <div style="width: 50%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納税地</td> <td style="width: 85%;">住所・居所・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (TEL - - -)</td> </tr> <tr> <td>上記以外の住所・事業所等</td> <td>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (TEL - - -)</td> </tr> <tr> <td>フリガナ 氏 名</td> <td>生年月日 大正昭和平成 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td>フリガナ 屋 号</td> </tr> </table> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">平成 ____ 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。） 名称 _____ 所在地 _____ 名称 _____ 所在地 _____ 2 所得の種類（該当する事項を○で囲んでください。） 事業所得 ・ 不動産所得 ・ 山林所得 3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無 (1) 有（取消し・取りやめ） ____ 年 ____ 月 ____ 日 (2) 無 4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 5 相続による事業承継の有無 (1) 有 相続開始年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 被相続人の氏名 _____ (2) 無 6 その他参考事項 (1) 簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを○で囲んでください。） 複式簿記・簡易簿記・その他 (_____) (2) 備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を○で囲んでください。） 現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳・固定資産台帳・預金出納帳・手形記入帳 債権債務記入帳・総勘定元帳・仕訳帳・入金伝票・出金伝票・振替伝票・現金式簡易帳簿・その他 (3) その他 _____ <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>関与税理士 _____</p> <p>(TEL - - -)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">税務署 番 号</td> <td style="width: 10%;">整 理 番 号</td> <td style="width: 10%;">関係部門 連 絡</td> <td style="width: 10%;">A</td> <td style="width: 10%;">B</td> <td style="width: 10%;">C</td> <td style="width: 10%;">D</td> <td style="width: 10%;">E</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right;">通信日付印の年月日</td> <td style="text-align: center;">確認印</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> </div> </div> </div>	納税地	住所・居所・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (TEL - - -)	上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (TEL - - -)	フリガナ 氏 名	生年月日 大正昭和平成 年 月 日生	職 業	フリガナ 屋 号	税務署 番 号	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C	D	E								通信日付印の年月日							確認印	年 月 日							
納税地	住所・居所・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - -) (TEL - - -)																																																																														
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - - -)																																																																														
フリガナ 氏 名	生年月日 大正昭和平成 年 月 日生																																																																														
職 業	フリガナ 屋 号																																																																														
税務署 番 号	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C	D	E																																																																								
通信日付印の年月日							確認印																																																																								
年 月 日																																																																															
納税地	住所・居所・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (TEL - - -)																																																																														
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (TEL - - -)																																																																														
フリガナ 氏 名	生年月日 大正昭和平成 年 月 日生																																																																														
職 業	フリガナ 屋 号																																																																														
税務署 番 号	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C	D	E																																																																								
通信日付印の年月日							確認印																																																																								
年 月 日																																																																															

改正後	改正前																																
<p>個④010 所得税の青色申告承認申請書（兼）現金主義の計算による旨の届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">1 1 0 0</p> <p style="text-align: center;">所得税の青色申告承認申請書 現金主義の所得計算による旨の届出書</p> <p>納税地 <small>（住所・居所・事業所等（該当するものを○で囲んでください。））</small> 〒 _____ (TEL. _____)</p> <p>上記以外の住所・事業所等 <small>（納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。）</small> 〒 _____ (TEL. _____)</p> <p>氏名 <small>（フリガナ）</small> _____ 生年月日 大正昭和平成 _____ 年 月 日生</p> <p>職業 _____ 番号 _____</p> <p>税務署長 _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出</p> <p>平成 ____ 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。 なお、この申請が認められた場合は、不動産所得及び事業所得の金額の計算について「現金主義による所得計算の特例」の適用を受けることとしたいので、あわせて届けます。</p> <p>1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。） 名称 _____ 所在地 _____ 名称 _____ 所在地 _____</p> <p>2 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無 (1) 有（取消し・取りやめ） ____ 年 ____ 月 ____ 日 (2) 無</p> <p>3 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p>4 相続による事業承継の有無 (1) 有 相続開始年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 被相続人の氏名 _____ (2) 無</p> <p>5 現金主義による所得計算の特例の適用を受けようとする年の前々年分の所得（前年12月31日現在で記載します。） (1) 不動産所得 _____ 円 + 事業専従者控除額 _____ 円 = _____ 円（赤字のときは0） (2) 事業所得 _____ 円 + 事業専従者控除額 _____ 円 = _____ 円（赤字のときは0） (3) (1) + (2) = _____ 円</p> <p>6 現金主義による所得計算の特例の適用を受けようとする年の前年12月31日（年の途中で開業した人は、その開業の日）現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額（裏面の記載欄に記載します。）</p> <p>7 その他参考事項 (1) 備付帳簿名 現金式簡易帳簿・その他（ _____ ） (2) その他 _____</p> <p>関与税理士 _____ (TEL. _____)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>税務署</th> <th>整理番号</th> <th>申請書種別</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>01</td> <td>01</td> <td>01</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">通信日付印の年月日 _____ 確認印 _____ 年 月 日</p> </div>	税務署	整理番号	申請書種別	A	B	C	D	E	01	01	01						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">1 1 0 0</p> <p style="text-align: center;">所得税の青色申告承認申請書 現金主義の所得計算による旨の届出書</p> <p>納税地 <small>（住所・居所・事業所等（該当するものを○で囲んでください。））</small> 〒 _____ (TEL. _____)</p> <p>上記以外の住所・事業所等 <small>（納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。）</small> 〒 _____ (TEL. _____)</p> <p>氏名 <small>（フリガナ）</small> _____ 生年月日 大正昭和平成 _____ 年 月 日生</p> <p>職業 _____ 番号 _____</p> <p>税務署長 _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出</p> <p>平成 ____ 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。 なお、この申請が認められた場合は、不動産所得及び事業所得の金額の計算について「現金主義による所得計算の特例」の適用を受けることとしたいので、あわせて届けます。</p> <p>1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。） 名称 _____ 所在地 _____ 名称 _____ 所在地 _____</p> <p>2 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無 (1) 有（取消し・取りやめ） ____ 年 ____ 月 ____ 日 (2) 無</p> <p>3 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p>4 相続による事業承継の有無 (1) 有 相続開始年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 被相続人の氏名 _____ (2) 無</p> <p>5 現金主義による所得計算の特例の適用を受けようとする年の前々年分の所得（前年12月31日現在で記載します。） (1) 不動産所得 _____ 円 + 事業専従者控除額 _____ 円 = _____ 円（赤字のときは0） (2) 事業所得 _____ 円 + 事業専従者控除額 _____ 円 = _____ 円（赤字のときは0） (3) (1) + (2) = _____ 円</p> <p>6 現金主義による所得計算の特例の適用を受けようとする年の前年12月31日（年の途中で開業した人は、その開業の日）現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額（裏面の記載欄に記載します。）</p> <p>7 その他参考事項 (1) 備付帳簿名 現金式簡易帳簿・その他（ _____ ） (2) その他 _____</p> <p>関与税理士 _____ (TEL. _____)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>税務署</th> <th>整理番号</th> <th>申請書種別</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>01</td> <td>01</td> <td>01</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">通信日付印の年月日 _____ 確認印 _____ 年 月 日</p> </div>	税務署	整理番号	申請書種別	A	B	C	D	E	01	01	01					
税務署	整理番号	申請書種別	A	B	C	D	E																										
01	01	01																															
税務署	整理番号	申請書種別	A	B	C	D	E																										
01	01	01																															

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																																																
<p>個④015 青色事業専従者給与に関する (届出・変更届出) 書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 税務署受付印 1 1 2 0 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>青色事業専従者給与に関する届出書 変更届出書</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: right;">納税地</td> <td>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL)</td> <td>(TEL)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">上記以外の住所・事業所等</td> <td>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL)</td> <td>(TEL)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">氏名</td> <td>フリガナ 生年 月日 大正 昭和 平成 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">職業</td> <td>フリガナ 職 号</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">平成 年 月 日提出</p> <p style="margin-top: 10px;">税務署長殿</p> <p style="margin-top: 10px;">平成 年 月 日以後の青色事業専従者給与の支給については次のとおり定められたので届けます。 変更することとした</p> <p>1 青色事業専従者給与 (裏面の書き方をお読みください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専従者の氏名</th> <th rowspan="2">性別</th> <th rowspan="2">年齢 経験 年数</th> <th rowspan="2">仕事の内容・ 従事の程度</th> <th rowspan="2">資格等</th> <th colspan="2">給 料</th> <th colspan="2">賞 与</th> <th rowspan="2">昇給の基準</th> </tr> <tr> <th>支給期</th> <th>金額 (月額)</th> <th>支給期</th> <th>支給の基準 (金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 その他参考事項 (他の職業の併有等)</p> <p>3 変更理由 (変更届出書を提出する場合、その理由を具体的に記載します。)</p> <p>4 使用人の給与 (この欄は、この届出 (変更) 書の提出日の現況で記載します。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用人の氏名</th> <th rowspan="2">性別</th> <th rowspan="2">年齢 経験 年数</th> <th rowspan="2">仕事の内容・ 従事の程度</th> <th rowspan="2">資格等</th> <th colspan="2">給 料</th> <th colspan="2">賞 与</th> <th rowspan="2">昇給の基準</th> </tr> <tr> <th>支給期</th> <th>金額 (月額)</th> <th>支給期</th> <th>支給の基準 (金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※ 別に給与規定を定めているときは、その写しを添付してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 関与税理士 (TEL) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 税務署 整理番号 0 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 届出日付印の年月日 年 月 日 </div> </div> </div>	納税地	住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)	(TEL)	(TEL)	上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。	(TEL)	(TEL)	氏名	フリガナ 生年 月日 大正 昭和 平成 年 月 日生	職業	フリガナ 職 号	専従者の氏名	性別	年齢 経験 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準	支給期	金額 (月額)	支給期	支給の基準 (金額)			歳				円						年																												使用人の氏名	性別	年齢 経験 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準	支給期	金額 (月額)	支給期	支給の基準 (金額)			歳				円						年																												<p>個④015 青色事業専従者給与に関する (届出・変更届出) 書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 税務署受付印 1 1 2 0 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>青色事業専従者給与に関する届出書 変更届出書</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: right;">納税地</td> <td>住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL)</td> <td>(TEL)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">上記以外の住所・事業所等</td> <td>納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(TEL)</td> <td>(TEL)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">氏名</td> <td>フリガナ 生年 月日 大正 昭和 平成 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">職業</td> <td>フリガナ 職 号</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">平成 年 月 日提出</p> <p style="margin-top: 10px;">税務署長殿</p> <p style="margin-top: 10px;">平成 年 月 日以後の青色事業専従者給与の支給については次のとおり定められたので届けます。 変更することとした</p> <p>1 青色事業専従者給与 (裏面の書き方をお読みください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専従者の氏名</th> <th rowspan="2">性別</th> <th rowspan="2">年齢 経験 年数</th> <th rowspan="2">仕事の内容・ 従事の程度</th> <th rowspan="2">資格等</th> <th colspan="2">給 料</th> <th colspan="2">賞 与</th> <th rowspan="2">昇給の基準</th> </tr> <tr> <th>支給期</th> <th>金額 (月額)</th> <th>支給期</th> <th>支給の基準 (金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 その他参考事項 (他の職業の併有等)</p> <p>3 変更理由 (変更届出書を提出する場合、その理由を具体的に記載します。)</p> <p>4 使用人の給与 (この欄は、この届出 (変更) 書の提出日の現況で記載します。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用人の氏名</th> <th rowspan="2">性別</th> <th rowspan="2">年齢 経験 年数</th> <th rowspan="2">仕事の内容・ 従事の程度</th> <th rowspan="2">資格等</th> <th colspan="2">給 料</th> <th colspan="2">賞 与</th> <th rowspan="2">昇給の基準</th> </tr> <tr> <th>支給期</th> <th>金額 (月額)</th> <th>支給期</th> <th>支給の基準 (金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※ 別に給与規定を定めているときは、その写しを添付してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 関与税理士 (TEL) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 税務署 整理番号 0 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 届出日付印の年月日 年 月 日 </div> </div> </div>	納税地	住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)	(TEL)	(TEL)	上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。	(TEL)	(TEL)	氏名	フリガナ 生年 月日 大正 昭和 平成 年 月 日生	職業	フリガナ 職 号	専従者の氏名	性別	年齢 経験 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準	支給期	金額 (月額)	支給期	支給の基準 (金額)			歳				円						年																												使用人の氏名	性別	年齢 経験 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準	支給期	金額 (月額)	支給期	支給の基準 (金額)			歳				円						年																											
納税地	住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)																																																																																																																																																																																																																																																
(TEL)	(TEL)																																																																																																																																																																																																																																																
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。																																																																																																																																																																																																																																																
(TEL)	(TEL)																																																																																																																																																																																																																																																
氏名	フリガナ 生年 月日 大正 昭和 平成 年 月 日生																																																																																																																																																																																																																																																
職業	フリガナ 職 号																																																																																																																																																																																																																																																
専従者の氏名	性別	年齢 経験 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準																																																																																																																																																																																																																																								
					支給期	金額 (月額)	支給期	支給の基準 (金額)																																																																																																																																																																																																																																									
		歳				円																																																																																																																																																																																																																																											
		年																																																																																																																																																																																																																																															
使用人の氏名	性別	年齢 経験 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準																																																																																																																																																																																																																																								
					支給期	金額 (月額)	支給期	支給の基準 (金額)																																																																																																																																																																																																																																									
		歳				円																																																																																																																																																																																																																																											
		年																																																																																																																																																																																																																																															
納税地	住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)																																																																																																																																																																																																																																																
(TEL)	(TEL)																																																																																																																																																																																																																																																
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。																																																																																																																																																																																																																																																
(TEL)	(TEL)																																																																																																																																																																																																																																																
氏名	フリガナ 生年 月日 大正 昭和 平成 年 月 日生																																																																																																																																																																																																																																																
職業	フリガナ 職 号																																																																																																																																																																																																																																																
専従者の氏名	性別	年齢 経験 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準																																																																																																																																																																																																																																								
					支給期	金額 (月額)	支給期	支給の基準 (金額)																																																																																																																																																																																																																																									
		歳				円																																																																																																																																																																																																																																											
		年																																																																																																																																																																																																																																															
使用人の氏名	性別	年齢 経験 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給 料		賞 与		昇給の基準																																																																																																																																																																																																																																								
					支給期	金額 (月額)	支給期	支給の基準 (金額)																																																																																																																																																																																																																																									
		歳				円																																																																																																																																																																																																																																											
		年																																																																																																																																																																																																																																															

改正後	改正前
<p>個④304 輸出物品販売場許可申請の却下通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p>(郵便番号) _____</p> <p>(納税地) _____</p> <p>(氏名) _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">税務署長 財務事務官</p> <p style="text-align: center;">輸出物品販売場許可申請の却下通知書</p> <p>平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日付でされた <u>一般型</u> 輸出物品販売場許可申請については、 <u>手続委託型</u> 輸出物品販売場許可申請については、 下記の理由により、これを却下しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(却下の理由)</p> </div> <p style="text-align: center;">() 枚のうち () 枚目</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p>(郵便番号) _____</p> <p>(納税地) _____</p> <p>(氏名) _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">税務署長 財務事務官</p> <p style="text-align: center;">輸出物品販売場許可申請の却下通知書</p> <p>平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日付でされた輸出物品販売場許可申請については、下記の理由 により、これを却下しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(却下の理由)</p> </div> <p style="text-align: center;">() 枚のうち () 枚目</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の繕本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 ② 更正決定等の取消しを求め訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 ③ 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 <p style="text-align: center;">（ ）枚のうち（ ）枚目</p>	<p>(同左)</p>

改 正 後	改 正 前										
<p style="text-align: center;">輸 出 物 品 販 売 場 許 可 申 請 の 却 下 通 知 書</p> <p>1 作成目的 この通知書は、輸出品販売場の許可申請について、却下の通知を行う場合に作成する。</p> <p>2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。 (1) 「平成 年 月 日付でされた^{一 般 型}手続委託型 輸出品販売場……」の文言中の^{一 般 型}手続委託型 の文言 次の区分に応じ、「一般型」又は「手続委託型」の文言を抹消する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">抹消する文言</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般型輸出品販売場の許可申請について却下の通知を行う場合</td> <td style="text-align: center;">「手続委託型」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">手続委託型輸出品販売場の許可申請書について却下の通知を行う場合</td> <td style="text-align: center;">「一 般 型」</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「却下の理由」欄 却下の理由を具体的に記載する。</p> <p>3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。</p> <p>4 留意事項 この通知書は、書留郵便により送付する。</p>	区 分	抹消する文言	一般型輸出品販売場の許可申請について却下の通知を行う場合	「手続委託型」	手続委託型輸出品販売場の許可申請書について却下の通知を行う場合	「一 般 型」	<p style="text-align: center;">輸 出 物 品 販 売 場 許 可 申 請 の 却 下 通 知 書</p> <p>1 作成目的 この通知書は、輸出品販売場の許可申請について、却下の通知を行う場合に作成する。</p> <p>2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">却下の理由</td> <td style="text-align: center;">却下の理由を具体的に記載する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。</p> <p>4 留意事項 この通知書は、書留郵便により送付する。</p>	項 目	内 容	却下の理由	却下の理由を具体的に記載する。
区 分	抹消する文言										
一般型輸出品販売場の許可申請について却下の通知を行う場合	「手続委託型」										
手続委託型輸出品販売場の許可申請書について却下の通知を行う場合	「一 般 型」										
項 目	内 容										
却下の理由	却下の理由を具体的に記載する。										

改正後	改正前
<p>個④304-1 承認免税手續事業者の承認申請の却下通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>(郵便番号) _____</p> <p>(納税地) _____</p> <p>(氏名) _____ 殿</p> <p style="text-align: center;">税務署長 財務事務官</p> <p style="text-align: center;">承認免税手續事業者の承認申請の却下通知書</p> <p>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた承認免税手續事業者の承認申請については、下記の理由により、これを却下しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(却下の理由)</p> </div> <p style="text-align: center;">() 枚のうち () 枚目</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求め訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 <p style="text-align: center;">() 枚のうち () 枚目</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">承認免税手続事業者の承認申請の却下通知書</p> <p>1 作成目的 この通知書は、承認免税手続事業者の承認申請について、却下の通知を行う場合に作成する。</p> <p>2 記載要領等 この通知書の「却下の理由」欄は、却下の理由を具体的に記載する。</p> <p>3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。</p> <p>4 留意事項 この通知書は、書留郵便により送付する。</p>	<p>(新設)</p>

別紙 個人課税事務提要新旧対照表（様式編 I：法令解釈通達）（第 4 章 諸申請等の処理事務）

改正後	改正前
<p>個④304-2 事前承認港湾施設の承認申請の却下通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>(郵便番号) _____</p> <p>(納税地) _____</p> <p>(氏名) _____ 殿</p> <p style="text-align: center;">税務署長 財務事務官</p> <p style="text-align: center;">事前承認港湾施設の承認申請の却下通知書</p> <p>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた事前承認港湾施設の承認申請については、下記の理由により、これを却下しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(却下の理由)</p> </div> <p style="text-align: center;">() 枚のうち () 枚目</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>① 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>③ 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">（ ）枚のうち（ ）枚目</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">事前承認港湾施設の承認申請の却下通知書</p> <p>1 作成目的 この通知書は、事前承認港湾施設の承認申請について、却下の通知を行う場合に作成する。</p> <p>2 記載要領等 この通知書の「却下の理由」欄は、却下の理由を具体的に記載する。</p> <p>3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。</p> <p>4 留意事項 この通知書は、書留郵便により送付する。</p>	<p>(新設)</p>

別紙 個人課税事務提要新旧対照表（様式編 I：法令解釈通達）（第 4 章 諸申請等の処理事務）

改正後	改正前
<p>個④321-1 承認免税手続事業者の承認取消通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>(郵便番号) _____</p> <p>(納税地) _____</p> <p>(氏名) _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">税務署長 財務事務官</p> <p style="text-align: center;">承認免税手続事業者の承認取消通知書</p> <p>平成 年 月 日付 第 号により行った消費税法施行令第 18 条の 2 第 6 項に規定する承認免税手続事業者の承認については、下記の理由により取り消しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(理由)</p> </div> <p style="text-align: center;">() 枚のうち () 枚目</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>① 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 更正決定等の取消しを求め訴訟を提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>③ 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">() 枚のうち () 枚目</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">承認免税手続事業者の承認取消通知書</p> <p>1 作成目的 この通知書は、承認免税事業者の承認について、取消しの通知を行う場合に作成する。</p> <p>2 記載要領等 この通知書の「理由」欄は、取消しの理由を具体的に記載する。]</p> <p>3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。</p> <p>4 留意事項 この通知書は、書留郵便により送付する。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>個④321-2 事前承認港湾施設承認の取消通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>(郵便番号) _____</p> <p>(納税地) _____</p> <p>(氏名) _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">税務署長 財務事務官</p> <p style="text-align: center;">事前承認港湾施設承認の取消通知書</p> <p>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付 第 _____ 号により行った消費税法第 8 条第 9 項に規定する事前承認港湾施設の承認については、下記の理由により取り消しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(理由)</p> </div> <p style="text-align: center;">() 枚のうち () 枚目</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求め訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">() 枚のうち () 枚目</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">事前承認港湾施設承認の取消通知書</p> <p>1 作成目的 この通知書は、事前承認港湾施設の承認について、取消しの通知を行う場合に作成する。</p> <p>2 記載要領等 この通知書の「理由」欄は、取消しの理由を具体的に記載する。</p> <p>3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。</p> <p>4 留意事項 この通知書は、書留郵便により送付する。</p>	<p>(新設)</p>

別紙 個人課税事務提要新旧対照表（様式編 I：法令解釈通達）（第 6 章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務）

改正後	改正前
<p>個⑥033 外国税額控除に関する明細書</p> <p style="text-align: center;">書き方</p> <p>1 この明細書は、居住者が確定申告において所得税法第 95 条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第 14 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条又は第 42 条に掲げる書類を添付してください。</p> <p>外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。</p> <p><u>なお、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。</u></p> <p>2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄</p> <p>イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。</p> <p>なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。</p> <p>なお、その減額されることとなった日の属する年の前年 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、</p> <p>(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。</p> <p>(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。</p> <p>(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄</p> <p>イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1 の⑩の金額がある場合）に記載します。</p> <p>なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、</p> <p>ロ 「⑩ ④から控除すべき⑩の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「⑩」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとして、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（⑤の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5 の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。</p> <p>ハ 「⑩」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。</p> <p>(3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄</p> <p>イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。</p> <p>なお、2 の⑩の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。</p> <p>ロ 「②」欄には、次の③と④の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の</p>	<p style="text-align: center;">書き方</p> <p>1 この明細書は、居住者が確定申告において所得税法第 95 条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第 14 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条又は第 42 条に掲げる書類を添付してください。</p> <p>外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）をご覧ください。</p> <p>2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄</p> <p>イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。</p> <p>なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。</p> <p>なお、その減額されることとなった日の属する年の前年 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、</p> <p>(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。</p> <p>(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。</p> <p>(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄</p> <p>イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1 の⑩の金額がある場合）に記載します。</p> <p>なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限り、</p> <p>ロ 「⑩ ④から控除すべき⑩の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「⑩」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとして、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（⑤の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5 の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。</p> <p>ハ 「⑩」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。</p> <p>(3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄</p> <p>イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。</p> <p>なお、2 の⑩の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。</p> <p>ロ 「②」欄には、次の③と④の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。</p>

別紙 個人課税事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）（第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務）

改正後	改正前
<p>所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。</p> <p>㊶ 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）</p> <p>㊷ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額</p> <p>ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合にはその適用前の金額を記載します。</p> <p>また、「国外所得総額③」が上記の金額を超えるときは、「国外所得総額③」の金額を限度とします。</p> <p>なお、2の㊶の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。</p> <p>ハ 「③」欄には、その年において生じた国内源泉所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。</p> <p>なお、2の㊶の金額がある場合には、その金額は国外所得総額に含めます。</p> <p>また、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。</p> <p>ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄</p> <p>イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。</p> <p>ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。</p> <p>ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。</p> <p>ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税⑤」に「所得総額⑥」のうちに占める「国外所得総額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 「5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄</p> <p>この欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。</p> <p>イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（㊸～㊻）には、「外国所得税額㊼」の金額が「控除限度額」の「計㊼」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㊽」欄には、「外国所得税額㊼」の金額が「控除限度額」の「計㊼」の金額を超えるときに記載します。</p> <p>ロ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。</p> <p>ハ 「控除余裕額」の「㊼本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㊽」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のニの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の準とします。）を記載します。</p> <p>ニ 「控除限度超過額」の「㊿本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊼」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ハの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。</p>	<p>所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。</p> <p>㊶ 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）</p> <p>㊷ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額</p> <p>ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合にはその適用前の金額を記載します。</p> <p>また、「国外所得総額③」が上記の金額を超えるときは、「国外所得総額③」の金額を限度とします。</p> <p>なお、2の㊶の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。</p> <p>ハ 「③」欄には、その年において生じた国内源泉所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。</p> <p>なお、2の㊶の金額がある場合には、その金額は国外所得総額に含めます。</p> <p>また、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。</p> <p>ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄</p> <p>イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。</p> <p>ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。</p> <p>ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。</p> <p>ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税⑤」に「所得総額⑥」のうちに占める「国外所得総額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 「5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄</p> <p>この欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。</p> <p>イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（㊸～㊻）には、「外国所得税額㊼」の金額が「控除限度額」の「計㊼」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㊽」欄には、「外国所得税額㊼」の金額が「控除限度額」の「計㊼」の金額を超えるときに記載します。</p> <p>ロ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。</p> <p>ハ 「控除余裕額」の「㊼本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㊽」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のニの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の準とします。）を記載します。</p> <p>ニ 「控除限度超過額」の「㊿本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊼」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ハの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。</p>

別紙 個人課税事務提要新旧対照表（様式編 I：法令解釈通達）（第 6 章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">書き方 (国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用)</p> <p>1 この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 95 条の 2 の規定（以下「国外転出時課税に係る外国税額控除」といいます。）の適用を受ける方（所法第 153 条の 5 の規定による更正の請求を行う方を含みます。）が、所法第 95 条第 5 項の規定により確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付すべきものです。</p> <p>このほか、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、その適用に係る外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が所法第 95 条の 2 第 1 項に規定する外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条又は第 42 条（同令第 43 条の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1) 国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方 次のイ又はロに該当する方が適用を受けることができます。</p> <p>イ 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。）をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方で、所法 137 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による納税の猶予を受けている方</p> <p>ロ 国外転出をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けるべき方で、その国外転出の時までに国税通則法第 117 条第 2 項の規定による納税管理人の届出をしている方</p> <p>(2) 適用要件 次のイ及びロの要件を満たす場合に適用を受けることができます。</p> <p>イ ロの外国所得税に関する法令において、その外国所得税額の計算に当たって所法第 60 条の 2 の規定の適用を受けたことを考慮しないものとされていること</p> <p>ロ 納税猶予に係る期限まで（上記(1)イの方の場合）又は国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限まで（上記(1)ロの方の場合）に、所得税法施行令第 226 条の 2 第 1 項に規定する対象資産（以下「対象資産」といいます。）の同項に規定する譲渡等（以下「譲渡等」といいます。）をした場合において、当該譲渡等により生じる所得（所法第 164 条第 1 項各号に定める国内源泉所得に該当するものを除きます。2 の(1)において同じです。）に対して課される外国所得税（日本以外の国又は地域の居住者等として課されるものに限ります。2 の(1)において同じです。）を納付することとなること</p> <p>2 この明細書の次の欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>(1) 「1 外国所得税額の内訳」欄</p> <p>イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について記載するほか、国外転出をした後に納付すべきことが確定した外国所得税額のうち対象資産の譲渡等により生じる所得に対して課されるものについて記載します。</p> <p>具体的には、当該外国所得税の課税期間の所得に対して課される外国所得税額から、当該対象資産の譲渡等により生じる所得がないものとした場合における当該課税期間の所得に対して課される外国所得税額を控除した金額（以下「対象資産外国所得税額」といいます。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則第 41 条第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。</p> <p>ただし、次の場合には、それぞれ次に定める金額を「左に係る外国所得税額」の各欄に記載することとし、対象資産外国所得税額をその記載した金額の上段に括弧書きで記載してください。</p> <p>(イ) 当該外国所得税が当該対象資産の相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により生じる所得に課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第 137 条の 2 第 1 項に規定する納税猶予分の所得税額（当初の納税猶予分の所得税額。ただし、既に同条第 5 項の規定の適用があった金額の合計額を除きます。）を超えるとき 当該納税猶予分の所得税額</p>	<p>(新設)</p>

別紙 個人課税事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）（第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務）

改正後	改正前
<p>(㉒) 当該外国所得税が当該対象資産の移転（所法第60条の2第4項に規定する譲渡若しくは決済又は贈与による移転をいいます。）により課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第137条の2第5項に規定する政令で定めるところにより計算した金額（※「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」に従って計算した場合の⑦の金額）を超えるとき 当該計算した金額 なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。</p> <p>(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。</p> <p>(㉓) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。</p> <p>(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。</p> <p>(2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄</p> <p>イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1の⑩の金額がある場合）に記載します。 なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。</p> <p>ロ 「㉔ ④から控除すべき⑩の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「⑩」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（㉕の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5の「㉖」、「㉗」、「㉘」欄にそれぞれ転記します。</p> <p>ハ 「⑩」欄の金額のうち、「㉔」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。</p> <p>(3) 「3 所得税の控除限度額の計算」欄</p> <p>イ 「㉙」欄には、申告書第一表又は更正請求書の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。 なお、2の㉔の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。</p> <p>ロ 「㉚」欄には、次の㉓と㉔の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。</p> <p>㉓ 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）</p> <p>㉔ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額 ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合にはその適用前の金額を記載します。 また、「国外所得総額③」が上記の金額を超えるときは、「国外所得総額③」の金額を限度とします。</p>	

別紙 個人課税事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）（第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務）

改正後	改正前
<p>なお、2の⑩の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。</p> <p>ハ 「③」欄には、その年において生じた国内源泉所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額を記載します。</p> <p>なお、2の⑩の金額がある場合には、その金額は国外所得総額に含めることとし、対象資産外国所得税額を課されることとなった対象資産の譲渡等に係る所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用により生じたものとみなされた所得の金額を含めます。</p> <p>また、この欄に記載した国外所得の金額の計算の明細の分かる書類をこの明細書に添付してください。</p> <p>ニ 「④」欄には、「所得税額①」に「所得総額②」のうちに占める「国外所得総額③」の割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(4) 「4 復興特別所得税の控除限度額の計算」欄</p> <p>イ 「⑤」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。</p> <p>ロ 「⑥」欄には、3の「②」欄の金額を転記します。</p> <p>ハ 「⑦」欄には、3の「③」欄の金額を転記します。</p> <p>ニ 「⑧」欄には、「復興特別所得税額⑤」に「所得総額⑥」のうちに占める「国外所得総額⑦」の割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 「5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄</p> <p>この欄は、本年において所法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。</p> <p>イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（⑧～⑭）には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑮」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑯」欄には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑮」の金額を超えるときに記載します。</p> <p>ロ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。</p> <p>ハ 「控除余裕額」の「⑱本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額⑯」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のニの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。</p> <p>ニ 「控除限度超過額」の「⑳本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計⑮」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。</p> <p>なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ハの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。</p>	

改 正 後	改 正 前																																																																																																									
(削除)	<p>個⑫029 更正決定等通知書（分離課税の短期譲渡所得の税額計算書／付表の四の二）</p> <p style="text-align: center;">分離課税の短期譲渡所得の税額計算書（通知書の別表の「算出税額」欄の短期譲渡所得に対する税額は、この計算書によって計算してあります。）</p> <p style="text-align: center;">平成 年分 氏名 _____ 殿</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">B</th> <th style="text-align: center;">C</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">前の額</th> <th style="text-align: center;">後の額</th> <th style="text-align: center;">増減(△印) 差額 (B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課税される 所得金額</td> <td style="text-align: center;">総所得</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">短期譲渡所得</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般所得分 軽減所得分</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総所得①に対する税額</td> <td style="text-align: center;">④</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一般所得分 の税額 計算</td> <td>短期譲渡所得② × 40%</td> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>総所得① + (短期譲渡所得② - (特別控除) 円) (1,000円未満の端数切り捨て)</td> <td style="text-align: center;">⑥</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>⑥に対する税額 (平均課税を適用した 場合は下の⑦の金額)</td> <td style="text-align: center;">⑦</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>(⑦ - ④) × 110%</td> <td style="text-align: center;">⑧</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>短期譲渡所得② (⑤と⑧のいずれ に対する税額 (か多い方の金額))</td> <td style="text-align: center;">⑨</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">軽減所得分 の税額 計算</td> <td>短期譲渡所得③ × 20%</td> <td style="text-align: center;">⑩</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>総所得① + (短期譲渡所得③ - (特別控除) 円) (1,000円未満の端数切り捨て)</td> <td style="text-align: center;">⑪</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>⑪に対する税額 (平均課税を適用した 場合は下の⑫の金額)</td> <td style="text-align: center;">⑫</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>(⑫ - ④)</td> <td style="text-align: center;">⑬</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>短期譲渡所得② (⑩と⑬のいずれ に対する税額 (か多い方の金額))</td> <td style="text-align: center;">⑭</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">変動所得・臨時所得の平均課税を適用した場合の上の⑦の金額の計算</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">平均課税対象金額</th> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">円</th> </tr> <tr> <th colspan="2">〔変更所得・臨時所得の平均課税の計算書〕の⑬の金額</th> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">⑥が⑩の金額 を超える場合</td> <td>調整所得金額 (⑩-⑪ × $\frac{1}{5}$) (1,000円未満の端数切り捨て)</td> <td style="text-align: center;">⑮</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>特別所得金額 (⑩-⑮)</td> <td style="text-align: center;">⑯</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">⑥が⑩の金額 以下の場合</td> <td>調整所得金額 (⑩-⑪ × $\frac{1}{5}$) (1,000円未満の端数切り捨て)</td> <td style="text-align: center;">⑰</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>特別所得金額 (⑩-⑰)</td> <td style="text-align: center;">⑱</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">税 額</td> <td>調整所得金額⑰に対する税額</td> <td style="text-align: center;">⑲</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>平均税率 ($\frac{⑲}{⑰} \times 100$) (小数点以下切り捨て)</td> <td style="text-align: center;">⑳</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>特別所得金額 (⑱ × ⑳)</td> <td style="text-align: center;">㉑</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>税額の合計 (⑲ + ㉑)</td> <td style="text-align: center;">㉒</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">() のうち () 目</p>			A	B	C			前の額	後の額	増減(△印) 差額 (B-A)	課税される 所得金額	総所得	①	円	円	短期譲渡所得	②	円	円	一般所得分 軽減所得分	③	円	円	総所得①に対する税額		④	円	円	一般所得分 の税額 計算	短期譲渡所得② × 40%	⑤	円	円	総所得① + (短期譲渡所得② - (特別控除) 円) (1,000円未満の端数切り捨て)	⑥	円	円	⑥に対する税額 (平均課税を適用した 場合は下の⑦の金額)	⑦	円	円	(⑦ - ④) × 110%	⑧	円	円	短期譲渡所得② (⑤と⑧のいずれ に対する税額 (か多い方の金額))	⑨	円	円	軽減所得分 の税額 計算	短期譲渡所得③ × 20%	⑩	円	円	総所得① + (短期譲渡所得③ - (特別控除) 円) (1,000円未満の端数切り捨て)	⑪	円	円	⑪に対する税額 (平均課税を適用した 場合は下の⑫の金額)	⑫	円	円	(⑫ - ④)	⑬	円	円	短期譲渡所得② (⑩と⑬のいずれ に対する税額 (か多い方の金額))	⑭	円	円	平均課税対象金額		円	円	〔変更所得・臨時所得の平均課税の計算書〕の⑬の金額		円	円	⑥が⑩の金額 を超える場合	調整所得金額 (⑩-⑪ × $\frac{1}{5}$) (1,000円未満の端数切り捨て)	⑮	円	特別所得金額 (⑩-⑮)	⑯	円	⑥が⑩の金額 以下の場合	調整所得金額 (⑩-⑪ × $\frac{1}{5}$) (1,000円未満の端数切り捨て)	⑰	円	特別所得金額 (⑩-⑰)	⑱	円	税 額	調整所得金額⑰に対する税額	⑲	円	平均税率 ($\frac{⑲}{⑰} \times 100$) (小数点以下切り捨て)	⑳	%	特別所得金額 (⑱ × ⑳)	㉑	円	税額の合計 (⑲ + ㉑)	㉒	円
		A	B	C																																																																																																						
		前の額	後の額	増減(△印) 差額 (B-A)																																																																																																						
課税される 所得金額	総所得	①	円	円																																																																																																						
	短期譲渡所得	②	円	円																																																																																																						
	一般所得分 軽減所得分	③	円	円																																																																																																						
総所得①に対する税額		④	円	円																																																																																																						
一般所得分 の税額 計算	短期譲渡所得② × 40%	⑤	円	円																																																																																																						
	総所得① + (短期譲渡所得② - (特別控除) 円) (1,000円未満の端数切り捨て)	⑥	円	円																																																																																																						
	⑥に対する税額 (平均課税を適用した 場合は下の⑦の金額)	⑦	円	円																																																																																																						
	(⑦ - ④) × 110%	⑧	円	円																																																																																																						
	短期譲渡所得② (⑤と⑧のいずれ に対する税額 (か多い方の金額))	⑨	円	円																																																																																																						
軽減所得分 の税額 計算	短期譲渡所得③ × 20%	⑩	円	円																																																																																																						
	総所得① + (短期譲渡所得③ - (特別控除) 円) (1,000円未満の端数切り捨て)	⑪	円	円																																																																																																						
	⑪に対する税額 (平均課税を適用した 場合は下の⑫の金額)	⑫	円	円																																																																																																						
	(⑫ - ④)	⑬	円	円																																																																																																						
	短期譲渡所得② (⑩と⑬のいずれ に対する税額 (か多い方の金額))	⑭	円	円																																																																																																						
平均課税対象金額		円	円																																																																																																							
〔変更所得・臨時所得の平均課税の計算書〕の⑬の金額		円	円																																																																																																							
⑥が⑩の金額 を超える場合	調整所得金額 (⑩-⑪ × $\frac{1}{5}$) (1,000円未満の端数切り捨て)	⑮	円																																																																																																							
	特別所得金額 (⑩-⑮)	⑯	円																																																																																																							
⑥が⑩の金額 以下の場合	調整所得金額 (⑩-⑪ × $\frac{1}{5}$) (1,000円未満の端数切り捨て)	⑰	円																																																																																																							
	特別所得金額 (⑩-⑰)	⑱	円																																																																																																							
税 額	調整所得金額⑰に対する税額	⑲	円																																																																																																							
	平均税率 ($\frac{⑲}{⑰} \times 100$) (小数点以下切り捨て)	⑳	%																																																																																																							
	特別所得金額 (⑱ × ⑳)	㉑	円																																																																																																							
	税額の合計 (⑲ + ㉑)	㉒	円																																																																																																							

付表の四の二